

## 議事録

記録者所属 福祉課 共生社会推進係 職・氏名 主査 村山 希
--------------------------------------

会議等の名称	令和7年度東御市障害者総合支援協議会	開催日時	令和7年 10月23日(木)
		場所	午前10時00分～正午 東御市総合福祉センター 3階 講堂
主催者(事務局)	東御市役所健康福祉部福祉課共生社会推進係	司会者	掛川課長
出席者	<p>&lt;委員&gt;</p> <p>会長代理：高橋美也子</p> <p>松林祐子、福井紀子、北沢恵子、井出容子、小林里枝、間島睦子</p> <p>直井孝信、大居寿美子、田中章子</p> <p>&lt;傍聴&gt;</p> <p>坂口太二</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>健康福祉部長：寺田嘉彦、福祉課長：掛川一郎、福祉課共生社会推進係長：渡邊恵美子</p> <p>共生社会推進係員：荒井千加子、市村希和子、村山希、翠川洋子</p> <p>子ども家庭支援課長兼子どもサポートセンターチーフ：小林裕次、子供政策係長：大塚しのぶ</p> <p>子ども政策支援課員：山路綾、田中浩寿、昆雅子</p> <p>健康推進課保険地域医療係長：柳澤亜紀</p> <p>健康増進係長：笹井涼子</p> <p>教育委員会事務局教育部保育課保育係長：大塚伸吾</p> <p>教育課学校施設係課長補佐・係長：小宮山真二</p> <p>学校教育係課長補佐・係長：小林綾</p> <p>&lt;アドバイザー&gt;</p> <p>上小園域障害者総合支援センター所長：橋詰正</p>		

様式4号(第21条関係)

欠席者	<委員> 池本智恵子、宮澤優里、塩崎和男、藤森哲
-----	-----------------------------

議題	(議題) (1) 第4次東御市障がい者計画のPDCAについて (2) 第7期東御市障がい福祉計画のPDCAについて (3) 第3期東御市障がい児福祉計画のPDCAについて (4) 障がい福祉関連の要綱改正について (5) チャレンジショップ(仮)について (6) 次年度以降の委員の任期延長について ・期間更新登録について承認	(配布資料) 資料1 資料2 資料3
決定事項 (要点を箇条書き)		
次回への検討事項		
次回開催	(日時) 令和7年1月16日(金)午前10時00分~ (場所) 東御市総合福祉センター 3階 講堂	

様式 4 号 (第 21 条関係)

討議内容及び 経過	(発言者名)	(発言内容)
	掛川課長	開会 司会進行挨拶
	高橋副会長	挨拶 (塩崎会長欠席のため)
	掛川課長	協議事項に早速移らさせていただきます。
		社会福祉協議会の事務局長塩崎さんが本日欠席ということでございますので、設置要綱第 6 条の規定により高橋副会長に議長として協議・議事進行をお願いいたします。
		それでは、協議事項に移ります。
		(1)第 4 次東御市障がい者計画の PDCA について(2)第 7 期東御市障がい祉計画の PDCA について(3)第 3 期東御市障がい児福祉計画の PDCA についてを一括して事務局から内容の説明を求めます。
	渡邊係長	障がい福祉計画の PDCA について説明
	大塚係長	障がい児福祉計画の PDCA について説明
		防火防犯対策の推進について説明
	荒井副主幹	第 7 期障がい福祉計画について説明
	山路副主幹	第 3 期障がい児福祉計画について説明
	掛川課長	ただいま事務局から説明がございましたが、皆様、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。
	直井委員	防災対策の推進に関し、21 日に北御牧地区の地域レベル懇談会の中で地域レベルの避難行動と安否確認が重要であり、高齢者の含め障害者の個別避難計画の作成状況は希望者のみのため東御市としては該当者全体を把握しているのか、あくまでも希望者が対象であることはわかるが避難時に把握し使うとなると個人情報等色々問題があり難しいという話があった。もう 1 つは福祉避難所、国がやりなさいという努力義務なんです

様式 4 号 (第 21 条関係)

討議内容及び 経過	(発言者名)	(発言内容)
		が、このセンターで作ろうかという考えを議会で報告した記憶があるんで すが、福祉避難所としての進め方は。
		あともう 1 つはレベル 3 というのがあるんですよね。高齢者・障がい者等 避難に時間のかかる方、その避難を支援する方に逃げなさい、というレベ ルで市から発表されます。レベル 4 は一般的な人が避難されますが、レベ ル 3 で避難所を早めに開設していただきたい。市の方も 3 で開けるとは 言っていますが、その辺も含め回答できる範囲でお願いします。
	渡邊係長	障がいの方の個別避難計画の作成についてですが、令和 6 年度末に各種 障害者手帳をお持ちのすべての方に希望をとらせていただきまして、必要 だという方についての作成を今回はしております。 先ほどのお話もありましたが、個人情報の件等ご本人さんが納得して希望 された方を優先に作らせていただきました。 全ての方に行き届いているかという点について、今年度作成したものはま ず広域避難所に避難するという想定で作らせていただきました。 避難できないので不要と判断された方もいらっしゃると思うので、今回 福祉避難所が整備されていく中で必要とされる方がいらっしゃると思いま す。作成に関しては市内の事業所の皆様、当事者の皆様と相談させていた だきながら改めてということで考えております。
	掛川課長	直江さんの質問の 2 番目の部分、私の方から説明させていただきます。 まず福祉避難所の現状と今後の計画ですが、やはりどうしても広域の避難 所、中学校体育館等といったところでいいですという方が大勢いらっしゃ ることも把握しています。そこで我々が準備しようとしているのはまず 福祉避難所として協定を結んでいる社会福祉施設さん、この数を増やそう としています。今協定を結んでいる社会福祉施設さんは 8 施設だけです。 こういった観点から我々の方としても社会福祉施設さんに避難させると いうニーズが非常に高いんです。ということを社会福祉施設さんの方に お願いし、現在 20 施設の皆様方から受け入れ可能の返事をいただきこの 令和 7 年度中に新たに協定を結ぶということを進めています。 それともう 1 つ、20 施設だけでもなお足りないんです。議会でも答弁させ ていただきましたが、この総合福祉センターの 2 階と 3 階を福祉避難所と して開設していく、これは方針を決定しておりますこれを令和 8 年度 4

様式4号(第21条関係)

討議内容及び 経過	(発言者名)	(発言内容)
		月1日に公示をさせていただいて、ここも福祉避難所として登載させていただくという準備を進めています。
		これだけあれば、じゃあ大丈夫かということなんですが、まだ足らないんですね。ですので広域避難所の中に福祉避難場所、これを設けることを進めています。福祉的な配慮、こういう方法によってすべての方々に避難が行き届く体制づくりを今進めています。
		やはり1番我々の方として考えているのは、協定している社会福祉施設にはプロの介護をされている方々がいらっしゃるので、まず重度者の方々はそちらへ、中等度の方々は総合福祉センターへ、更に軽度の方については広域避難所の福祉避難室へ、という福祉的なトリアージを進めています。これにより名簿上から災害時においてすべての施設とご本人様をそれぞれ紐付ける作業をしています。
		それにより有事の際どこに行けばいいのか、ということが事前にわかりますので、あらかじめ理解しておいていただく、これが福祉直接避難所、直接非難という考え方、これを今進めているところであります。
		続きましてレベル3の高齢者と障がい者の方々の避難が始まる警報レベルという部分ですが、まさに直井さんがおっしゃられた通り北御牧の懇願会でも出ましたし、田中地区でも同じような話題が出ていました。
		やはり早めのアナウンスをし早くに開設しなければ、冠水する恐れのある地域に住んでいる方は、いざ行こうとするともう道が水浸しだとか色々な状況で行かれないとことがあり、今回も懇談会の中で皆様の方とも福祉の方とも話し合い、避難準備行動がしっかりと届くアナウンスを事前にしていく、更に広域避難所についてはしっかりと開設を事前にしてしまう、という行為を徹底することを確認しているところでありますので、これまでのようなことにはならないだろうと思っておりますので、ご理解いただければと思います。
	高橋副会長	私の方からも一言よろしいでしょうか。
		身障協の会長会議に行ってもオストメイトのトイレがない地域があって作ってもらつたっていう会長さんがいまして、東御市はどうなんだろうって考えていたんですが、介護施設さん福祉施設さんの協力を得れば酸素が必要な方オストメイトの方等安心して避難できるというのをお聞きしてほつとしたところです。

様式4号(第21条関係)

討議内容及び 経過	(発言者名)	(発言内容)
		他にご意見のある方いらっしゃいますか。なければ次に進めさせていただきます。今回の協議事項は委員会の決定を求めるものではありませんので続いて(4)障害福祉関連の要綱改正について事務局の説明を求めます。
	村山主査	障害福祉関連の要綱改正について説明
	高橋副会長	ただいま事務局からの説明がございましたが皆さんからご意見・ご質問等お願いいたします。
	直井委員	1ページ目の最初の部分なんですが、今5万円ですね。それが現物支給となると、5万円位の引換券みたいなものを渡すということ、その辺をわかる範囲で中身を教えていただければと思います。
	村山主査	先ほどの質問ですが、現物とは物理的な券を給付することではなくてお金ではなくサービスを提供するという意味での現物支給という言い方なんですね。その受けられるサービスを整備しておくという意味合いになります。今回ここに載せさせていただいた高齢者日常サポート事業というもの、実際特別障害者手当を受けている方全員が必要とされているかはわからない状況なんですが、こういったサービスの受入幅を増やしておくことで、逆に障害福祉サービスの方を受けていただくとか、このサポート事業と障害福祉サービスを合わせて受けていただく、ということでご家族の負担を減らしていくという考え方になります。
		実際に5万円相当という計算をするのは難しいので5万円の券を渡す等わかりやすいことができればいいのですが、それは困難であると言わざるを得ません。重度障害をお持ちの方それぞれが必要とされるサービスは異なってくるかと思います。そういったところを聞き取りながら個別に1番必要としているものを受けができるように体制を整えていくというのが、現物支給を増やしていくという今回の考え方になります。
	直井委員	大体考え方はわかったんですが、5万円はなくすってことですよね。5万円も、なおかつこっちもということじゃないんですね。お金が増えてきたからこれをやめてサービスの方につめてくれ、そういうこと、両方がいいんですけどね。

様式4号(第21条関係)

討議内容及び 経過	(発言者名)	(発言内容)
	掛川課長	<p>また私の方から、お金がかかるから減らすということの趣旨ではなくて、現金の給付というのは、サービスがなかった時代、あまりサービスがなかった時代に、家庭介護者さん、お金を渡すから許してっていう考え方なんですね。当初介護保険がスタートした時にも、高齢者の場合で申しあげると、潤沢なサービスがなかったんです。徐々に増えて今色々なサービスが得られるようになりましたが、サービスのない時代にはどうしても家庭介護者さんにある程度の負担を強いてきました。その強いてきた対価として現金給付が始まっているんです。</p> <p>今サービスが増えてきています。ここがまず1つ着目点で、更にサービスが増えてきているんだけど、今私たちが創設したサービスというのは公的なサービスが増えているけど間に合わない部分、それがいわゆる生活支援サービス、例えばゴミ捨てが非常に辛いがヘルパーさんにお願いすることができない、そうした場合ご家族が家庭介護者さんがやらなければいけない。買い物が不自由だという場合にもご家族の負担を強いてくる部分がある。そういった中で私達がその公的なサービスでは補えないサービスを新たに作ったんです。高齢者と日常生活サポート事業という生活支援を中心にしっかりとフォローしていくっていうサービスを新たに作ったんです。</p> <p>この事業のニーズがこれから非常に大きくなってくることが推測され、現に高齢者でスタートしていますが、買い物や通院の補助等非常に多くの方がフォーマルなサービスではできないことを必要としていることがわかりました。</p> <p>ですからこちら側の事業費を大きくしていきたいということなんです。</p> <p>これまで現金でお支払いしていた慰労金というお金を原資として、これをそっくり現物の新たに作ったサービスの方へ移動させこっちを大きくしていきたい。そのために今回介護慰労金の方を減らし現物のサービスを膨らませるということをさせてくださいという提案です。</p>
	直井委員	<p>意味合いはわかりました。</p> <p>要するに今までそういったサービスがなかったから家族への負担に対し5万円出したと、サービスができたから今度はそっちに頼んだら、ということですね。高齢者も今やっているように100円で介護があるという考え方でいいですか。</p>

様式4号(第21条関係)

討議内容及び 経過	(発言者名)	(発言内容)
	掛川課長	はい、全く同じです。
	直井委員	ということは100円を払うってことですよね。
	掛川課長	利用者さんは1回100円を払うことによって私達の方で家事援助と言われているものと日常生活支援というサービスが受けられる、そういう仕組みです。その仕組みを障がい者の方でも拡充させ進めていきたいと思っています。
	直井委員	わかりました。あとは当事者に一応説明をされて納得していただいた方がいいような気がしますが。
	掛川課長	ご提案申し上げているのは、介護保険運営協議会とこの協議会2つであります。これから色々議論されると思います。確かに当事者の声はどうですか、というご質問だと思うんですね。ですのでこれに関する協議の結論をいただくのは、来年もう1回この障がい者の総合支援協議会を開き、皆様方からご意見をいただいた結果、適切なのかどうかというご判断をいただこうと思ってます。ですのでその間委員の皆様それぞれの母体であるところの会議に持ち帰りご議論いただければと思っています。その際我々も呼んでいただければ説明に伺いますので、残り2ヶ月の間そういったことを取り組んでいただければ我々も説明にあがりお話しさせていただきます。その後しっかりとご判断いただけるよう進めていきたいと思います。
	高橋副会長	ほかにご意見、ご質問ござりますでしょうか。
	小林委員	重度心身障害年金の時にもサポートの方にしたいのでという風になっていたと思うんです。それはそれで、と思ったんですけど結局使える人使えない人が出てきてしまって、またこれうちは多分難しいかな、うちは重度の子なんですけど人の合う合わないがあるので怪我させても困るし、使うのが躊躇されるかな。どちらか選べればありがとうございます。
	掛川課長	私が子どもサポートセンターの課長の時にやったことなので、またやって

様式4号（第21条関係）

討議内容及び 経過	(発言者名)	(発言内容)
		<p>んのかお前って言われそうなんですが、重身年金を廃止し現物化する時は議論があったんですね。現金を選択してもらうという話をいただきました。我々の方とすると、現金給付と現物という風にきっちり分けていいのかという議論が実はありました。つまりあなたは現金渡しているんだからこのサービスは絶対使わせないよ、みたいな、そうなるとおかしいしそういう選択はいかがなものかという議論もありました。</p> <p>やはり日常生活支援という部分に関しては誰もが必要になってくるんですね。フォーマルなサービスだけでは絶対補いきれないインフォーマルな部分があるんです。だから絶対誰にも使ってもらえる環境を作つておきたいというのが我々の趣旨だったので、今回いっぺんに現金をやめて現物化というご提案をさせていただきました。</p> <p>ただ今のようなご意見もある中、我々の方も果たして選択性が可能か協議し、皆様ご納得いただけるような結論が出るか宿題として預からせていただきたいと思います。</p>
	井出委員	<p>介護対象者及び受給者の属する当該年度の住民税が非課税であること、となっていますがこれだと大分切られる家庭が多いんじゃないでしょうか。</p>
	掛川課長	<p>これまで課税非課税関係なくお渡ししていましたが、私達は多くの原資を移動させたい、先ほど言ったように現物給付へ移動させたいという趣旨があったので大胆にやらせていただきましたが、ただ1つだけ確実に我々が考えているのはこの現金給付というのは家庭介護者の経済的負担の軽減というのも必要な効果なんです。ですからまるきり廃止するってことは乱暴だろうと考えていてあくまで家庭介護者の経済的な部分に関してはしつかりその負担を軽減していく制度の趣旨は残しつつ、どこで線を引くかと考えた中で、これはもう課税非課税できっちり分けるということが必要だろうという認識を持ったということです。</p> <p>近隣の市町村を見ると、ざっくりなくしてる団体結構多いんですよね。でもやはりこの経済的な側面というのはしっかり保証していきましょうという部分の考え方に基づいた予防改正であると、こうご理解いただくと非常に助かるんですが、確かに多くの方々が対象からはずれてくることは間違いございません。ですがその分新たなサービスの領域でしっかりお使いいただける環境を整えるという風にご理解いただけたと幸いと思っており</p>

様式4号(第21条関係)

討議内容及び 経過	(発言者名)	(発言内容)
		ますので、よろしくお願ひいたします。
	高橋副会長	よろしいでしょうか。他にございますか。
	掛川課長	すみません。実は介護保険の運営協議会でもまだ議論継続中なんです。
		今回この大胆な提案に対し1番の問題は、要介護3だったものを何故要介護4に変えたんですかという、その辺の議論が運営協議会の中でも非常に多くの方から出されて、なぜそういう線引きをしたか明確にその考え方を示してください、という意見もいただき我々の方からこういう考え方に基づいて行いますといった資料をそれぞれの委員さん達にお配りすることになっています。ですので今日のこの協議会の中でも逆にこういった資料提供のニーズがあれば介護保険の運営協議会と同じ手法で調査の方から整理したものを皆様に配布させていただいて、ご決定の判断をするための材料にしてもらえればと思いますので、よろしくお願ひいたします。
	高橋副会長	皆さんよろしいでしょうか。それでは続いてチャレンジショップについて事務局の説明をお願いします。
	村山主査	チャレンジショップについて説明
	高橋副会長	ただいま事務局からの説明がございましたが皆さんからご質問ご意見ございますでしょうか。 ないようですので続いて6番の時期以降の任期延長について事務局の説明をお願いします。
	荒井副主幹	協議会委員の任期延長について説明
	高橋副会長	事務局からの説明がございましたが何かご意見ご質問ございますでしょうか。ないようですので本日用意された協議事項は全て協議が済んだということで議長を退任させていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。
	掛川課長	どうもありがとうございました。また委員の皆様、慎重審議をいただきま

様式4号（第21条関係）

討議内容及び 経過	(発言者名)	(発言内容)
		た貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。
		今回頂戴した意見につきましては我々内部の方でも再度検討させていただき次回の協議会ではしっかりとお話しさせていただきたいと思いますのよろしくお願ひいたします。
		それでは次第に戻っていただきて4のその他ですね。
		まず次回の協議会につきまして1月16日金曜日の午前10時から会場はここで開催させていただきます。
		その際今回ご提案させていただいたものに関し最終的な皆様方からの意見をまとめご決定を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。
		それでは皆様の方からその他何かご提案ございますか。よろしいですか。
		ないようすで協議事項を全て終了ということでおろしくお願ひいたします。
		それでは最後になりますが本日アドバイザーをお願いしている橋詰所長さんの方から一言いただければと思います。よろしくお願ひします。
	橋詰所長	日頃お世話になっております。上小圏域障害者総合支援センターの橋詰でございます。
		長時間に渡って皆様活発なご意見と東御市さん独自の施策に伴ったご提案を参考にさせていただき、県全体に波及していくようなことを考え、圏域の分化で進捗させていただいている立場もありますので、今回の議事内容についても研究の中でも共有させていただければということではお礼を申し上げたいと思います。
		それからアドバイザーという立場ですが、私どももこの東御市の福祉計画だけでなく上田市さん、長和町さん、青木村さんの計画を持って、圏域の福祉計画のいわゆるPDCAサイクルの確認をしていくという立場もございます。そんな中で今日は3点ほど意見というか現状をお伝えし、皆さんも今後の検討の中で意見固めをし次回に向けていただければということで説明させていただきます。
		まず1つは本日のメインテーマであった福祉計画の関係ですが、圏域全体としても第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の中で1番大きな課題と宿題をもらっていて悪戦苦闘している状況ですが、重度障害者に対する支援体制をどう構築していくかという課題が1番大きい課題です。

様式4号(第21条関係)

討議内容及び 経過	(発言者名)	(発言内容)
		そのために検討委員会を設けさせていただき国からの指示に従って実態の調査をさせていただいている。
		今日はこべの会さんにもご意見いただきましたが、強度行動障害のようですね非常に重たい障害の方達に対する支援体制が国全体としても非常に大きな課題であり、まず実態をしっかりと把握してくださいという宿題が出ています。昨年度信濃毎日新聞の1面にも出ていましたが、上小圏域では280名の強度行動障害に該当する年度障害者の方たちがいる状況があるということ、まずは実態把握させていただきました。
		これについては全ての市町村の皆さんにご尽力いただいて、実数については把握できたという状況がありますが、その実数を元に今後の新体制をどう検討していくかということで進めています。検討の柱は2つ、大きく分けると3つになりますが、1つは支援をする方たちの、支援力をどう向上していくか。このことについては圏域の協議会の中で人材育成を図っています。実際に圏域の中でアドバイスができる人の育成を図っていることや県外からも国の研修の講師等も呼んで新たな人材の発掘も含めて、実際に支援していただいている方の事例を通して今後の支援に向けてのスキルを磨いていただくという体制を整えているというのが今の現状です。
		一方では県全体も含め公益的な人材ということで、各圏域、それぞれの事業所にアドバイスできるような人材を派遣しています。
		この人材、長野県では2人、スーパーバイザーの役割を持つ方が登録していて、それぞれ事業所さんにも派遣し県事業も使いながら実施しているという状況です。
		ただ一方で支援がまだ行き届かない、受けていない方達、これから特別支援学校を卒業してくる生徒さんの中で新たな日中の生活の場所、通所の場所を進路として見出したい方達のニーズに応えられる圏域体制にはもうなっていない。いわゆる満床状態でお断りされてしまうという状況が圏域では1番課題になっていて、今まで福祉計画の中では既存のサービス提供の質をどう上げていくかということが非常に大きな課題でしたが、現在直面しているのは体制を整えるというだけではなく受け皿をしっかりと作っていかなければいけないという状況です。
		そういう意味では、生活介護・行動援護・重度訪問介護と言われるような重度の障害者に対するサービスの体系を、どんなふうに東御市さんの中で整えていただくかということも課題ですし、私共圏域の中でもそういった

様式4号(第21条関係)

討議内容及び 経過	(発言者名)	(発言内容)
		社会資源を作らないと、ご家庭でお子さんをみてください、卒業しても行き場所がないです、というような地域になってしまわないようにしなければいけない、という課題が1番直近している課題です、ということだけ報告させていただいている。
		それに向けてしっかり議論し、市町村の皆さんと次のステージに向けての検討をしていただいているという状況があるのが1点目です。
		2点目は今日、市町村の中で東御市さんが現物の話を出していただきましたが、これは僕達の業界で言うとすき間を埋めるサービスというようなイメージをしています。公的なサービスはどうしても制約があって、こういう状況だとこれはダメです、というようにある程度決められたルールの中でしかサービスの提供ができない、どうやってそのニーズのある方達のために市町村独自事業としてこの現物給付のサービスを整えていくという状況を議論していただいているというのは、すごく画期的で今後に向けてすごく期待しているサービス、サービス体験かなという風に僕も今日は勉強させていただきました。
		今後に向けてはこのサービスが継続的なものであることと、利用されている方の運用をよりしやすくしていくのかということを検討していく中でぜひこの事業が立ち上がった時には、介護保険であればケアマネージャーさん障害者であれば相談支援専門員さんのような、生活支援のプランを作っている方がこのサービスをプランニングしていくのか等具体的な運用の仕方を教えていただき、地域の中でもそれに向けた研修等を組んでいければということで、感謝申し上げたいなというのが2点目です。
		最後に、災害時の支援の話があって、僕はここは1つ提案だけさせていただきたいと思います。
		日常の中での安否確認事業ですね、災害時、今サービスを使っている障害者の方達について、先日、実は渡邊係長さんからレベル3に達した豪雨が発生してますので障害者の安否確認をしてください、という一報を地域のセンターに入れていただき、全ての相談支援事業所にラインや携帯電話といった形で避難訓練的な安否確認の訓練をもう実施させていただいている。これは今年に限ってではなく、継続して実施させていただいている、今年度については実際に利用していただいている皆さんところに安否確認をするということで、事業所さんの中の訓練という形まで進めさせていただいている状況です。

#### 様式4号（第21条関係）

討議内容及び 経過	(発言者名)	(発言内容)
		もう 1 つが、避難所の環境について、東御市さんの協議の中で細かな所まで議論していただいていることにすごく感銘を受けました。
		で、1 つだけ、僕は東北の大震災時 3 年間被災地支援に入っていました。熊本地震は 4 日後から 5 週間位、熊本に在住しました。昨年の石川の避難所にも 1.5 次避難所にもですね、応援の手を、全国の相談支援の協会を使って安否確認議論をしたという経過の中で、大規模災害が生きた時に行政やその地域の中だけで、平時でできることができが災害が起きた時にはどうなるかということですね。施設で福祉避難所を応援している支援者ご家庭や支援者自身が被災します。行政の担当者も全員被災します。という状況になった時にマンパワー不足が一気に起きます。
		そんな中でぜひご議論いただきたいのは、受援という視点を持っていただきたいということなんです。それは内部だけでは難しいような大きな災害がきた時に外部からの支援にオーダーをかけるということを平時にやっておかないと、石川も東北も熊本もそうでした。そんな調整を図る機能なんか今ないです、というと外部支援を全部断られます。
		ですから外部からの支援が入れません。そういう状況を想定した時に、受援の手立てをうちにください、という、要するにオーダーをかけてもらいためて受援のシステムができるということ、今まで DMAT のような医療従事者は 48 時間以内に応援に入るという体制はありましたが、今は福祉の関係者が全国組織を作り、その地域を応援する体制まで構築されてきて制度も変わってきています。
		どんなことをしたかというと、全障害者の手帳や通院されている方達の行政リストを持って、全員の安否確認を全国の相談支援・全国のケアマネージャーさんが、行政の皆さんや地域の支援者に代わってそのお宅を訪問するというような仕組みで、今災害時支援は進んできていますので、そんなことをちょっとお願い申し上げて今日の皆さんへのお礼とさせていただきます。
	掛川課長	橋詰所長、ありがとうございました。
		閉会（挨拶）

様式 4 号 (第 21 条関係)